

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先のみなさまや価値創造を図る事業者のみなさまとの連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ・ お客様のことを深く理解し、対話を通じて、ともに企業価値の向上をめざす取組みである「バリューサポート運営（※）」を実践し、多くのお客さまが抱える経営課題である、事業承継・人材不足・経営効率化・DX・脱炭素といった5大ニーズの課題解決に向けた最適なコンサルティング及びソリューション提供を行ってまいります。
- ・ グリーン化の取組みとしては、お客様の脱炭素化や SDGs 達成に向けて、「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」や「ちば興銀 SDGs 私募債」など、ESG 投融資・サステナブルファイナンスを積極的に取り組み、お客様の持続的な発展・繁栄に貢献してまいります。

（※）「バリューサポート運営」とは、お客様の企業価値向上支援で、案件別の対応でなく、個社ごとに実態をしっかりと捉えコンサルティングを実践していくという考え方に基づいております。お客様の事業及びその周辺環境に理解を深め、お客様との対話を通じて目指す将来像を共有し、それを実現していくためのソリューションを提案・提供していくものです。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当行の基本的価値観である企業理念「地域とともに お客様のために 『親切』の心で」の実践に向けて、長期的な視点に立ち、「サステナビリティ重点項目」に取り組むことで、さまざまなステークホルダーの価値創造に配慮した経営と当行の持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を実現し、その結果、地域の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄に貢献してまいります。

2024年3月11日

株式会社 千葉興業銀行

取締役頭取 梅田 仁司